

安田ほか3 自転車保管所古自転車等―13 売払仕様書

品 名	形状・寸法	数 量	金 額	物品所在地
古自転車	各 種	4 山		別紙のとおり

1. 本売却物件は、別記建設局指定区域内の古自転車等とする。
2. 本売却契約に関しては、大阪市契約規則、物品売払契約書その他関係法令を守ること。
また、疑義のある場合は必ず入札前にこれをただし、本仕様書記載事項を確認のうえ入札を行うこと。落札決定後の異議申し立ては一切認めない。
3. 本契約は、上記の見積に基づく定額契約とし、契約後においては事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更を一切認めない。
4. 引取期限は別紙のとおりとし、指定された期限内に、必ず全ての引取を完了すること。
期限までに引取を完了しない場合は、本市契約規則第56条を適用し延滞違約金を徴収する。全ての引取が完了した後に、売払人へ別添の受領書を交付すること。（受領書の交付をもって適格請求書の発行を行うため、受領書に必要事項を記入のうえ、提出すること。）
また、正当な理由がなく履行しないときは、本市契約規則により、本契約の解除を行う場合がある。
なお、契約の解除に伴い本市入札の参加資格が一定期間制限される。
5. 引取作業及び日程等については、事前に本市担当者及び保管所職員と詳細な打合せを行い、その指示を受けるとともに、指示のあった引取日の前日までに、確認のため、保管所職員に必ず連絡すること。連絡のない場合には、引取を拒否する。
6. 引取に際しては、買受人が必ず立会すること。
なお、立会なき場合は、引取を拒否することがある。
7. 引取に際しては、落札決定後に交付する物品出納通知書を必ず提示すること。引取が複数回となる場合は、回数分複写等を行い必ず提示すること。
8. 搬出時間は、午前10時から午後5時までの間で、前日までに保管所職員と調整した時間とする。年末年始（12月29日～1月3日）等、保管所が休所の場合の搬出は認めない。
9. 本市担当者が搬出の指示を行った古自転車以外を、搬出又は搬出しようとした場合は、契約を解除し、違約金の請求を行う。
また、本市入札の参加資格が一定期間制限される。

10. 古自転車の引取に際して使用する貨物自動車は、平成 21 年 1 月 1 日に施行された「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の車種規制適合車（自動車 NOx・PM 法の排出基準に適合している自動車）等を使用すること。
11. 本市保管所においては、引取作業のみとし、解体・販売・他の保管所において引取を行った古自転車の保管、休憩（飲食・喫煙）、その他一切の行為を行ってはならない。また、引取作業により生じたごみ等の清掃を行うこと。また、引取作業が終了した後は速やかに退出すること。
12. 中古自転車として再生利用等するときは、特にエフ、ステッカー、防犯登録シールなどを必ず取り除くとともに、古物営業法等関連法規を遵守すること。

なお、下見後に所有者等から返還を求められた場合、本市は返還に応じ、買受人に対し、同等品程度の代替自転車の補填を行う。但し、買受人が引取後に、被害者又は遺失主から買受人に返還を求められることがあっても、本市は、特段の事情がない限り、代替自転車の提供等の補填には応じない。

再生利用等にかかる諸問題（製造物責任等）についても、すべて買受人がその責を負うものとする。
13. 中古自転車として再生利用等するときは、防犯登録の勧奨に努めるとともに、防盜性の高い錠前の取り付けなど、盜難防止を目的とした措置について考慮すること。
14. 古自転車の搬出作業等に従事する際は、作業の安全に十分注意し、買受人が実施する作業等において雇用者または第三者に損害等を与えたときは、買受人の責任により、解決すること。
15. 本売却物品については、不要部品といえどもすべて引取るとともに責任をもって処理し、不法投棄は一切行わないこと。また、他の保管所に放置しないこと。
16. 本売却契約後の物品について、災害・盜難等による事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
17. 下見を希望する場合は、別紙の売却予定自転車保管場所一覧表の指示する日時で実施するので、下見日前日（閉庁日の場合は前開庁日）の正午までに必ず電話連絡の上、別添の「保管所下見予約票」を本市担当者あてに F A X を送信して申し込むこと。また、「保管所下見予約票」には、業者名・連絡先及び下見を希望する保管所欄の午前の部・午後の部の区分・到着予定時刻を記入し、当日は必ず指定時間内に下見を行うこと。なお、契約後に引取にあたっての運搬計画を策定するにあたり、下見が必要となる場合については、事前に本市担当者及び保管所職員に連絡し、了承を得ること。
18. 本仕様書に記載のない事項については、本市の解釈による。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 買受人は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 買受人は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 買受人及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 買受人は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 売払人及び買受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

買受人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、売払人が必要でない判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

売払人と本契約を締結した買受人は、この契約の履行に関して、売払人の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに売払人の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。

特記仕様書

古物営業法の改正に伴って、令和２年３月３１日までに「主たる営業所等の届出書」による届け出等の必要な手続きを行っており、現在において、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可を有している旨の誓約書を提出すること。（ただし、旧法による許可に限る。）

また、誓約書に古物商許可証の写しを添付すること。

売却予定自転車保管所一覧表

件名： 安田ほか3自転車保管所古自転車等－13

別紙

下見日時	保管場所	住 所	参考台数 (約台)	別途ミニバイク及び電動スクーター 台数※	担 当	引取期限
令和8年2月10日(火) 午前10時～午後5時	安田自転車保管所	鶴見区安田2丁目5番16号	300	34 (29)	管理課 自転車対策担当 06-6615-6748	令和8年2月27日(金)
	大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号	250	17 (12)		
	南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号	200	0 (0)		
	南港東自転車保管所	住之江区南港東2丁目3番先	500	18 (10)		
	合 計		1,250	69 (51)		

※()内は電動スクーター等内数

保管所下見予約票

件名： 安田ほか3自転車保管所古自転車等－13

業者名		電話番号 (携帯)		担当者	
下見日時	保管所名	午前の部(10:00～13:00)か 午後の部(13:00～17:00) どちらかに○を記入		到着予定時刻	
令和8年2月10日 (火) 10:00～13:00 及び 13:00～17:00	安田自転車保管所	午前の部／午後の部		時	分頃
	大宮自転車保管所	午前の部／午後の部		時	分頃
	南港自転車保管所	午前の部／午後の部		時	分頃
	南港東自転車保管所	午前の部／午後の部		時	分頃

※下見を希望される方は下見日前日の正午まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)に、
 本書を下記の番号あてにFAX送信して申し込んで下さい。
 FAX送信時には必ず電話で到着確認をしていただくようお願いいたします。

※電話(携帯)番号は日中連絡が可能な番号を記載して下さい。

※各保管所で係員が待機する準備のため、到着予定時刻を書いてください。

TEL:06-6615-6748
 FAX:06-6615-6577

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市建設局長 様

(入札参加申請者)

住所又は

事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

指定番号 ()

「安田ほか3自転車保管所古自転車等-13」売払について、下記の事項について誓約いたします。

記

本誓約書に添付した古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可は、現在において有効な許可であることを誓約いたします。

受領書

令和 年 月 日

売出人
大阪市建設局長 様

買受人

商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

保管場所	住 所	参考台数 (約台)	別途ミニバイク 及び電動スクーター台数※	引取期限
安田自転車保管所	鶴見区安田2丁目5番16号	300	34 (29)	令和8年2月27日(金)
大宮自転車保管所	旭区大宮1丁目1番32号	250	17 (12)	
南港自転車保管所	住之江区南港東5丁目3番41号	200	0 (0)	
南港東自転車保管所	住之江区南港東2丁目3番先	500	18 (10)	
合計(4山)		1,250	69 (51)	

件名：安田ほか3自転車保管所古自転車等ー13

※()内は電動スクーター等内数

上記のとおり、 年 月 日迄に受領いたしました。

受領が完了しましたので、適格請求書を下記あて送付願います。

(送 付 先) _____
(担当部署・担当者) _____
(担当者連絡先) _____

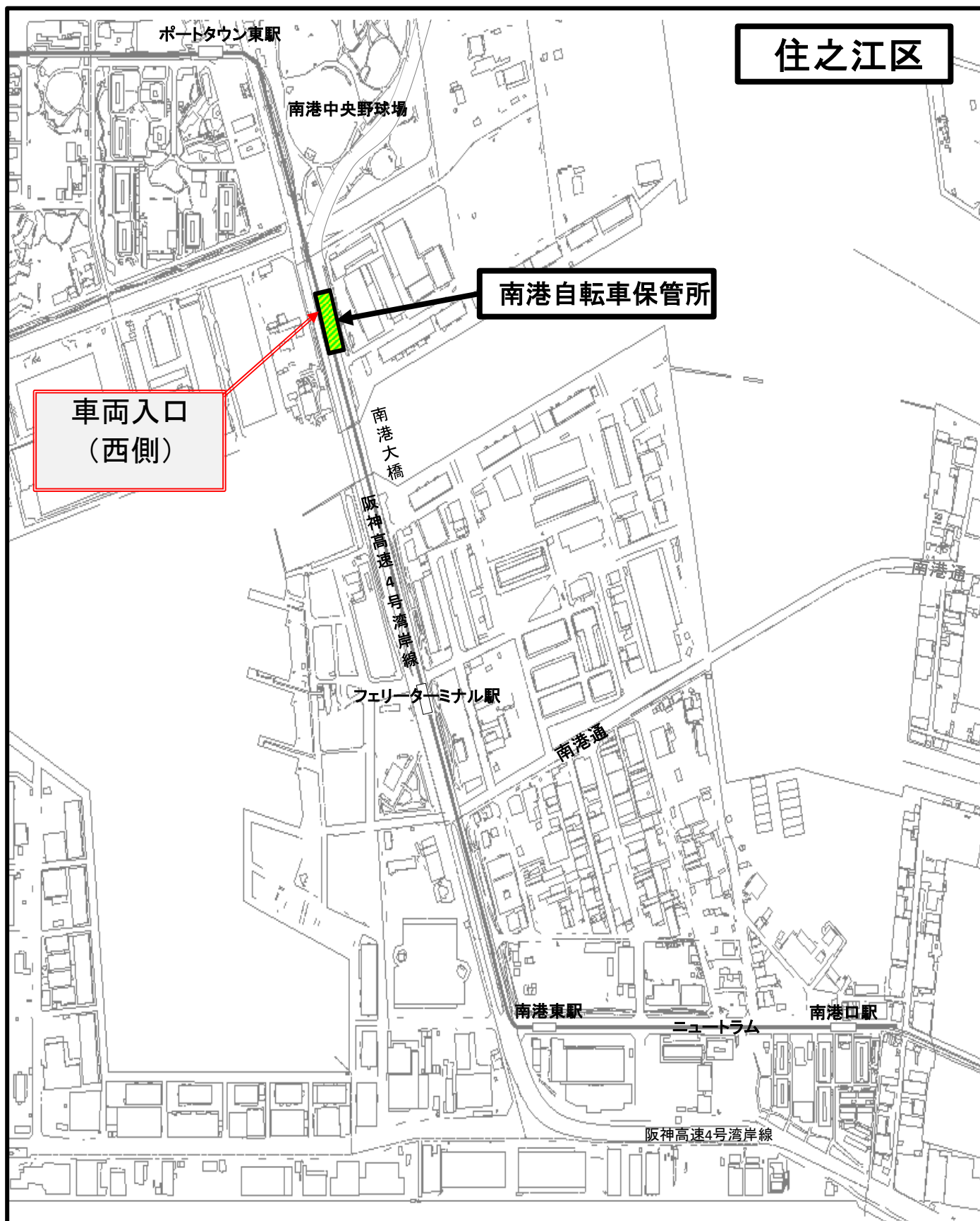
提出先 〒559-0034
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
大阪市建設局総務部管理課自転車対策担当(担当:稲田・寺田)
電 話:06-6615-6748



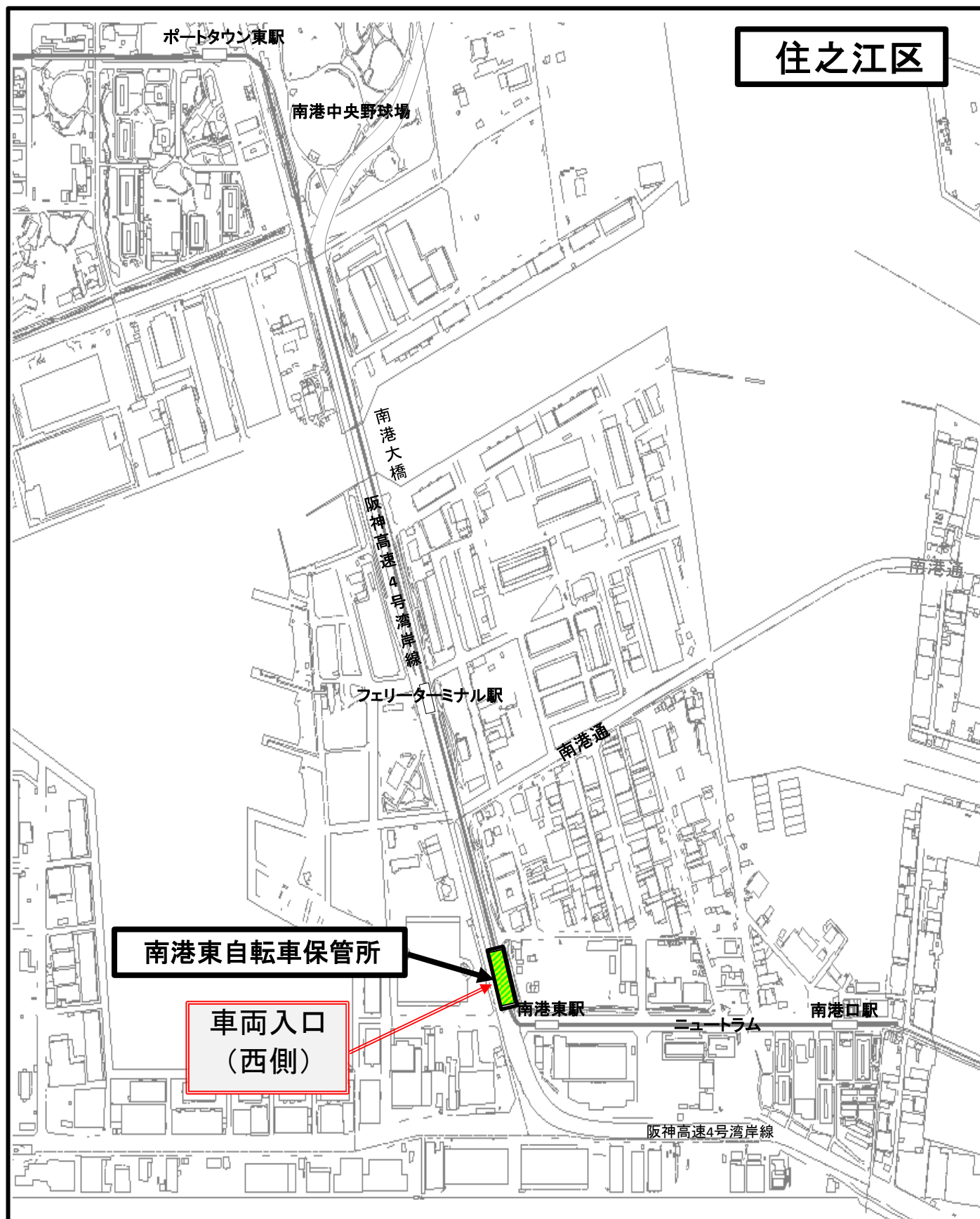
車両入口:安田自転車保管所北側(生駒線側)



車両入口:大宮自転車保管所北側



車両入口:南港自転車保管所西側



車両入口:南港東自転車保管所西側